

## 企業・事業所行動調査の結果分析

～「育児休業への取組」及び「従業者の子育て支援に関する取組」の割合について～

## 1 本レポートの目的

## (1) 目的

県では、「いわて県民計画」が掲げる「希望郷いわて」の実現に向けた施策の企画・立案に反映していくことを目的として、企業・事業所がどの程度行動あるいは実践しているかなどを把握するため、平成 14 年度から隔年で「企業・事業所行動調査」を実施しています。

この調査において、政策項目中の「家庭や子育てに希望をもち安心して子どもを産み育てられる環境の整備」の参考とするため「育児休業への取組について」と「従業者の子育て支援に関する取組について」を調査項目として設けています。これらの調査項目は、平成 14 年度からありましたが、育児・介護休業法の変遷に伴い、平成 26 年度調査において設問形式の変更等を行ったため、経年での比較を行っておりませんでした。

本レポートでは、この「育児休業への取組について」と「従業者の子育て支援に関する取組について」に取り組んでいる企業・事業所の割合（以下「行動率」という。）について、設問形式の整理を行ったうえで時系列分析を行い、育児・介護休業法の変遷が行動率に与えた影響について把握しようとするものです。

## (分析対象とする設問)

育児休業制度について、右欄の当てはまる欄の数字に○印を付けたうえで、枝間にお答えください。

	取組状況		
区分		規定あり	規定なし
育児休業制度		1	2

次の取組の内容それぞれについて、右欄の当てはまる欄の数字に○印を付けてください。

取組状況 取組の内容	制度あり						制 度 な し
	3歳に達するまで	小学校就学前の一定年齢まで	小学校就学の始期に達する（又は6歳）まで	小学3年生（又は9歳）まで	小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	
①短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6	7
②所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7
③育児に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	7
④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤）	1	2	3	4	5	6	7
⑤事業所内保育施設	1	2	3	4	5	6	7
⑥育児に要する経費の援助措置	1	2	3	4	5	6	7
⑦その他（ ）	1	2	3	4	5	6	7

## (2) 留意事項

本レポートの中で示された内容や意見は、岩手県政策地域部調査統計課調査分析担当の見解であり、岩手県の公式見解を示すものではありません。

## 2 調査の内容等について

### 調査名 企業・事業所行動調査

#### 1 目的

県民、企業・事業所、各種団体、行政の適切な役割分担という観点から、「いわて県民計画」に掲げる企業・事業所の役割に関して、企業・事業所がどの程度行動あるいは実践しているかなどを把握し、その割合を一層高めていくための施策評価や施策の企画・立案等に活用する。

#### 2 調査の内容

##### (1) 調査対象

県内に所在する企業・事業所 1,000 事業所

##### (2) 調査対象事業所の抽出方法

事業所母集団データベースの母集団情報から抽出

ア 従業者規模 100 人以上事業所 悉皆

イ 従業者規模 10 人以上 100 人未満事業所 無作為抽出

調査対象数 1,000 事業所を、県内に所在する事業所の産業（大分類）別構成比によって比例配分すると、調査対象の少ない産業（大分類）が出てくることから、産業（大分類）別構成比が低い産業においても一定の精度を確保するため、調査対象数 1,000 事業所の 2%にあたる 20 事業所を必ず抽出しています。

また、使用する母集団情報は調査実行時において、それより前のデータであり、データ作成時から調査実行までの間の事業所の変動が把握できないことから、実際の回答には 9 人以下の事業所も含まれます。

##### (3) 調査方法

設問票によるアンケート調査（郵送発送・回収）

##### (4) 調査頻度

隔年

##### (5) 各調査回の有効回収率

各回の有効回収率は以下のとおりです。

平成 14 年度	49.3%
平成 16 年度	59.9%
平成 18 年度	68.0%
平成 20 年度	61.7%
平成 22 年度	63.3%
平成 24 年度	65.8%
平成 26 年度	67.7%
平成 28 年度	59.6%



(平成 26 年度以降)

「制度あり」の詳細な内容については比較困難であるため、「制度あり」・「制度なし」として処理。

次の取組の内容それぞれについて、右欄の当てはまる欄の数字に○印を付けてください。

取組状況 取組の内容	制度あり						制 度 な し
	3歳に達するまで	小学校就学前の一定年齢まで	小学校就学の始期に達する(又は6歳)まで	小学3年生(又は9歳)まで	小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	
①短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6	7
②所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7
③育児に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	7
④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)	1	2	3	4	5	6	7
⑤事業所内保育施設	1	2	3	4	5	6	7
⑥育児に要する経費の援助措置	1	2	3	4	5	6	7
⑦その他( )	1	2	3	4	5	6	7

制度あり

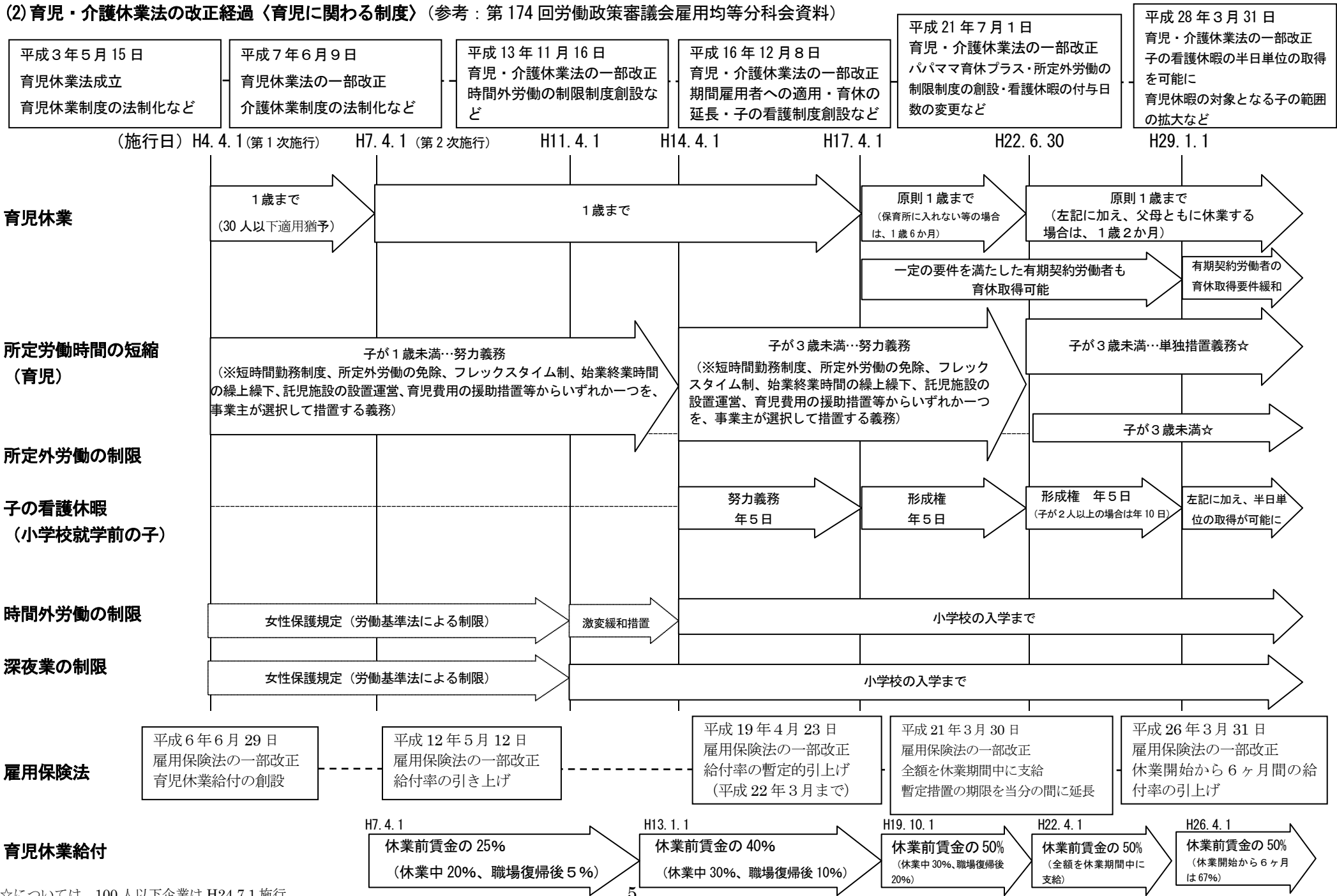
↓  
制度なし

なお、「取組の内容」について、平成 26 年の設問形式変更時に文言の見直しを行ったため、以下のように一部表現が異なっています。これらについては同じ内容を指しているものであり、比較にあたって特に問題はないものと判断しました。

表現が変わった項目

平成 24 年度以前	平成 26 年度以降	比較にあたり問題なしと判断した理由
時間短縮勤務	短時間勤務制度	軽微な文言修正であるため
育児に利用できるフレックスタイム	育児に利用できるフレックスタイム制度	軽微な文言修正であるため
終業時間の繰り上げ・繰り下げ	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)	終業時刻の繰上げ・繰下げを行えば、当然に始業時刻も繰上げ・繰下げになると考えられることから、軽微な文言修正と判断されるため
事業所内託児施設の設置	事業所内保育施設	軽微な文言修正であるため
育児に関する経費の補助	育児に要する経費の援助措置	軽微な文言修正であるため

(2) 育児・介護休業法の改正経過〈育児に関わる制度〉(参考：第174回労働政策審議会雇用均等分科会資料)



※☆については、100人以下企業はH24.7.1施行

### 3 分析結果について

#### (1) 全県集計結果

- 『育児休業』については、平成 24 年度調査において前回調査より 6.8 ポイント増、平成 26 年度調査で 7.5 ポイント増と、育児・介護休業法の改正直後に数値が大きく上昇する等の変化は見られないことから、改正にあわせて行動率が上昇しているわけではないものの、年を追うごとに行動率が上昇しています。
- 『短時間勤務制度』については、平成 13 年の改正時 (H14. 4. 1 施行) に「子が 3 歳未満の時は選択的措置義務」、平成 21 年の改正時 (H22. 6. 30 施行、100 人以下企業は一部 H24. 7. 1 施行) に「子が 3 歳未満の時は単独措置義務」とされています。平成 22 年度調査においては前回調査との差が 0.9 ポイントとほとんど変化が見られなかったものの、平成 24 年度調査においては前回調査時より 6.7 ポイント増と行動率が増加しています。
- 『所定外労働の免除』については、平成 21 年の改正時に義務化されたものです。平成 18 年度調査で 9.8 ポイント増加し、平成 21 年の改正の後、平成 22 年度調査においては前回調査時より 5.1 ポイント増、平成 24 年度調査においては 4.6 ポイント増加しています。
- 『フレックスタイム制度』『始業・終業時間の繰上げ・繰下げ』『事業所内保育施設』『育児に要する経費の援助措置』については努力義務となっているものです。調査年により数値の変化は見られるものの、法改正にあわせた増加は見られませんでした。

#### 育児休業について

(表 1) 全県の行動率

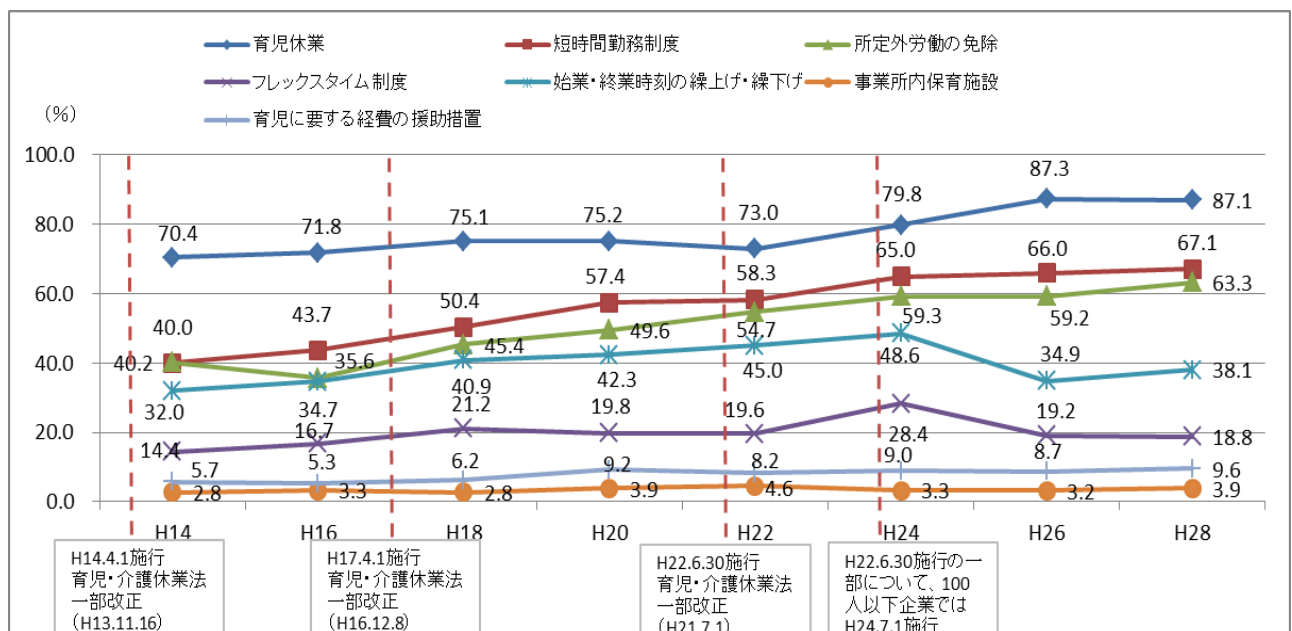
	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
育児休業	70.4%	71.8%	75.1%	75.2%	73.0%	79.8%	87.3%	87.1%

#### 従業者の子育て支援に関する取組について

(表 2) 全県の行動率

	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
短時間勤務制度	40.0%	43.7%	50.4%	57.4%	58.3%	65.0%	66.0%	67.1%
所定外労働の免除	40.2%	35.6%	45.4%	49.6%	54.7%	59.3%	59.2%	63.3%
フレックスタイム制度	14.4%	16.7%	21.2%	19.8%	19.6%	28.4%	19.2%	18.8%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	32.0%	34.7%	40.9%	42.3%	45.0%	48.6%	34.9%	38.1%
事業所内保育施設	2.8%	3.3%	2.8%	3.9%	4.6%	3.3%	3.2%	3.9%
育児に要する経費の援助措置	5.7%	5.3%	6.2%	9.2%	8.2%	9.0%	8.7%	9.6%

(図 1) 全県の行動率



## (2) 従業者規模（事業所）別集計結果

### ① 100人未満の事業所

- 『育児休業』については、平成16年度調査で16.7ポイント増加し、平成21年の改正（H22.6.30施行、100人以下事業所は一部H24.7.1施行）の後、平成24年度調査では9.2ポイント増、平成26年度調査では12.8ポイント増と、行動率は増加しており、平成28年度の行動率を平成14年度調査時と比べると37.1ポイント増加しています。
- 『短時間勤務制度』については、平成16年度調査で10.8ポイント増加し、平成16年の改正（H17.4.1施行）の後、平成18年度・平成20年度調査でそれぞれ5.1ポイント・4.7ポイント増加しています。また、平成21年の改正後、平成24年度調査では9.6ポイント増加しています。
- 『所定外労働の免除』については、平成18年度調査で6.3ポイント増、平成20年度調査で7.0ポイント増、平成24年度調査で8.7ポイント増と調査を重ねる毎に増加しています。
- 『フレックスタイム制度』『始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ』『事業所内保育施設』『育児に要する経費の援助措置』については項目によって10ポイント以上増加している回もありましたが、次の調査時に10ポイント以上低下するなどしており、数値の変化は見られるものの、法改正にあわせた増加は見られませんでした。

### 育児休業について

(表3) 100人未満の事業所の行動率

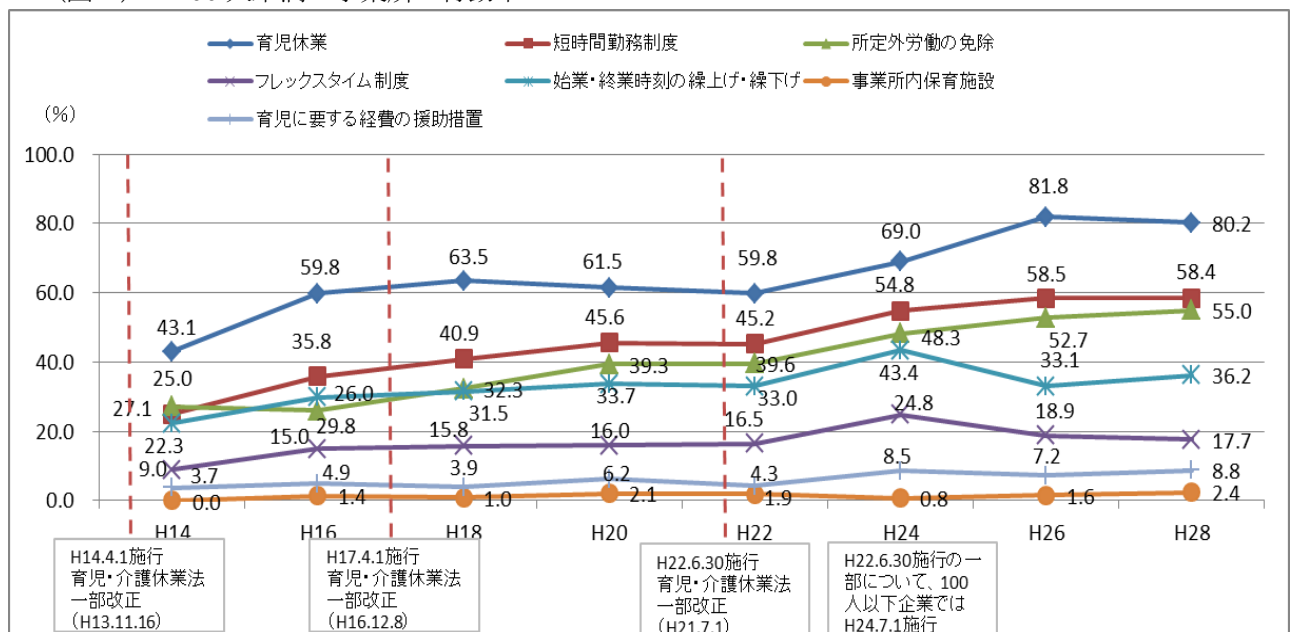
	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
育児休業	43.1%	59.8%	63.5%	61.5%	59.8%	69.0%	81.8%	80.2%

### 従業者の子育て支援に関する取組について

(表4) 100人未満の事業所の行動率

	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
短時間勤務制度	25.0%	35.8%	40.9%	45.6%	45.2%	54.8%	58.5%	58.4%
所定外労働の免除	27.1%	26.0%	32.3%	39.3%	39.6%	48.3%	52.7%	55.0%
フレックスタイム制度	9.0%	15.0%	15.8%	16.0%	16.5%	24.8%	18.9%	17.7%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	22.3%	29.8%	31.5%	33.7%	33.0%	43.4%	33.1%	36.2%
事業所内保育施設	0.0%	1.4%	1.0%	2.1%	1.9%	0.8%	1.6%	2.4%
育児に要する経費の援助措置	3.7%	4.9%	3.9%	6.2%	4.3%	8.5%	7.2%	8.8%

(図2) 100人未満の事業所の行動率



## ② 100人以上の事業所

- 『育児休業』については、調査開始時の平成14年度に87.4%と既に行動率が高かったこともあり、育児・介護休業法改正の影響を受けて行動率が大きく変化するという動きは見受けられませんでした。平成28年度調査では99.1%と、行動率は非常に高い状態です。
- 『短時間勤務制度』については、平成13年の改正及び平成21年の改正にあわせるように、平成14年度調査から平成28年度調査まで行動率がおおむね右肩上がりであり、平成28年度調査においては81.3%と、平成14年度の調査開始時と比べ31.5ポイント増加しています。
- 『所定外労働の免除』についても、『短時間勤務制度』と同様、おおむね右肩上がりであり、平成21年の改正の後、平成22年度調査においては行動率が14.5ポイント増加しています。
- 『フレックスタイム制度』『始業・終業時間の繰上げ・繰下げ』『事業所内保育施設』『育児に要する経費の援助措置』については項目によって10ポイント以上増加している回もありましたが、次の調査時に10ポイント以上低下するなどしており、数値の変化は見られるものの、法改正にあわせた増加は見られませんでした。

### 育児休業について

(表5) 100人以上の事業所の行動率

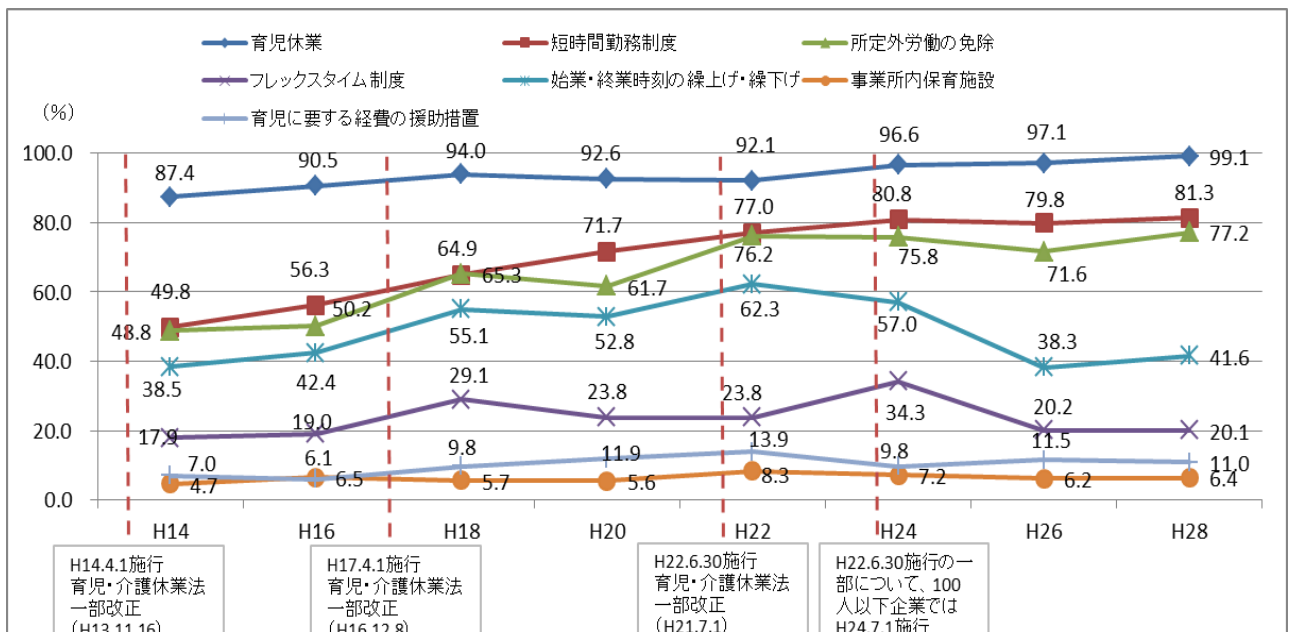
	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
育児休業	87.4%	90.5%	94.0%	92.6%	92.1%	96.6%	97.1%	99.1%

### 従業者の子育て支援に関する取組について

(表6) 100人以上の事業所の行動率

	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
短時間勤務制度	49.8%	56.3%	64.9%	71.7%	77.0%	80.8%	79.8%	81.3%
所定外労働の免除	48.8%	50.2%	65.3%	61.7%	76.2%	75.8%	71.6%	77.2%
フレックスタイム制度	17.9%	19.0%	29.1%	23.8%	23.8%	34.3%	20.2%	20.1%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	38.5%	42.4%	55.1%	52.8%	62.3%	57.0%	38.3%	41.6%
事業所内保育施設	4.7%	6.5%	5.7%	5.6%	8.3%	7.2%	6.2%	6.4%
育児に要する経費の援助措置	7.0%	6.1%	9.8%	11.9%	13.9%	9.8%	11.5%	11.0%

(図3) 100人以上の事業所の行動率





### (3) 産業別集計結果

#### ① 第1次産業

- 『育児休業』については、調査開始時の平成14年度には27.1%と非常に低い数値でした。その後調査回数を重ねる毎に行動率は少しずつ上昇し、平成21年の改正（H22.6.30施行、100人以下企業は一部H24.7.1施行）の後、平成22年度調査では7.1ポイント増、平成24年度調査では12.8ポイント増、平成26年度調査では21.1ポイント増と大きく増加しています。
- 『短時間勤務制度』については、平成21年の改正の後、平成24年度調査で12.8ポイント増、平成28年度調査で11.1ポイント増と、行動率は増加していますが、平成28年度調査では43.2%となっており、単独措置義務の制度でありながら、半分以下の行動率となっています。
- 『所定外労働の免除』についても、平成21年の改正の後、平成22年度調査で5.6ポイント増、平成24年度調査で10.1ポイント増、平成26年度調査で6.0ポイント増加しています。
- 『フレックスタイム制度』『始業・終業時間の繰上げ・繰下げ』『事業所内保育施設』『育児に要する経費の援助措置』については項目によって10ポイント以上増加している回もありましたが、次の調査時に10ポイント以上低下するなどしており、数値の変化は見られるものの、法改正にあわせた増加は見られませんでした。

#### 育児休業について

(表7) 第1次産業事業所の行動率

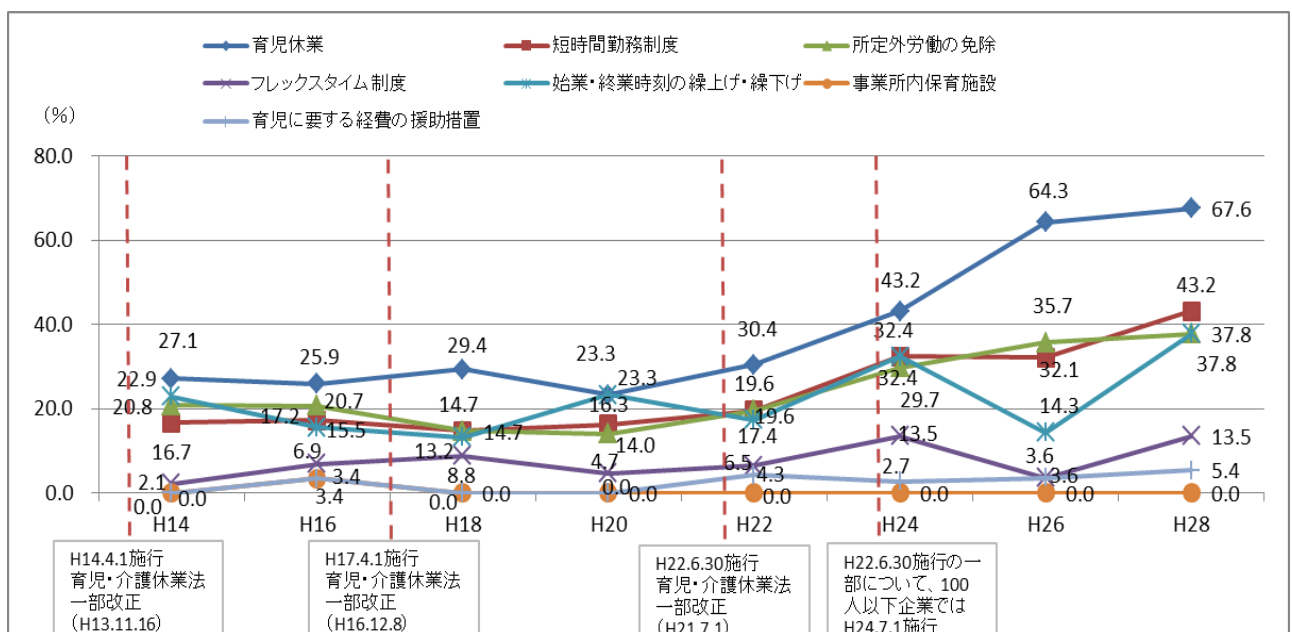
	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
育児休業	27.1%	25.9%	29.4%	23.3%	30.4%	43.2%	64.3%	67.6%

#### 従業者の子育て支援に関する取組について

(表8) 第1次産業事業所の行動率

	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
短時間勤務制度	16.7%	17.2%	14.7%	16.3%	19.6%	32.4%	32.1%	43.2%
所定外労働の免除	20.8%	20.7%	14.7%	14.0%	19.6%	29.7%	35.7%	37.8%
フレックスタイム制度	2.1%	6.9%	8.8%	4.7%	6.5%	13.5%	3.6%	13.5%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	22.9%	15.5%	13.2%	23.3%	17.4%	32.4%	14.3%	37.8%
事業所内保育施設	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
育児に要する経費の援助措置	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	4.3%	2.7%	3.6%	5.4%

(図4) 第1次産業事業所の行動率



## ② 第2次産業

- 『育児休業』については、平成16年の改正（H17.4.1施行）の後、平成18年度調査では10.2ポイント増、平成21年の改正（H22.6.30施行、100人以下企業は一部H24.7.1施行）の後、平成26年度調査では11.0ポイント増加しています。
- 『短時間勤務制度』については、平成16年の改正の後、平成18年度調査で12.3ポイント、平成20年度調査で8.7ポイント増加しています。
- 『所定外労働の免除』については、平成16年の改正の後、平成18年度調査で10.8ポイント、平成20年度調査で6.7ポイント増加しています。
- 『フレックスタイム制度』『始業・終業時間の繰上げ・繰下げ』『事業所内保育施設』『育児に要する経費の援助措置』については項目によって数値の変化は見られるものの、法改正にあわせた増加はみられませんでした。

### 育児休業について

(表9) 第2次産業事業所の行動率

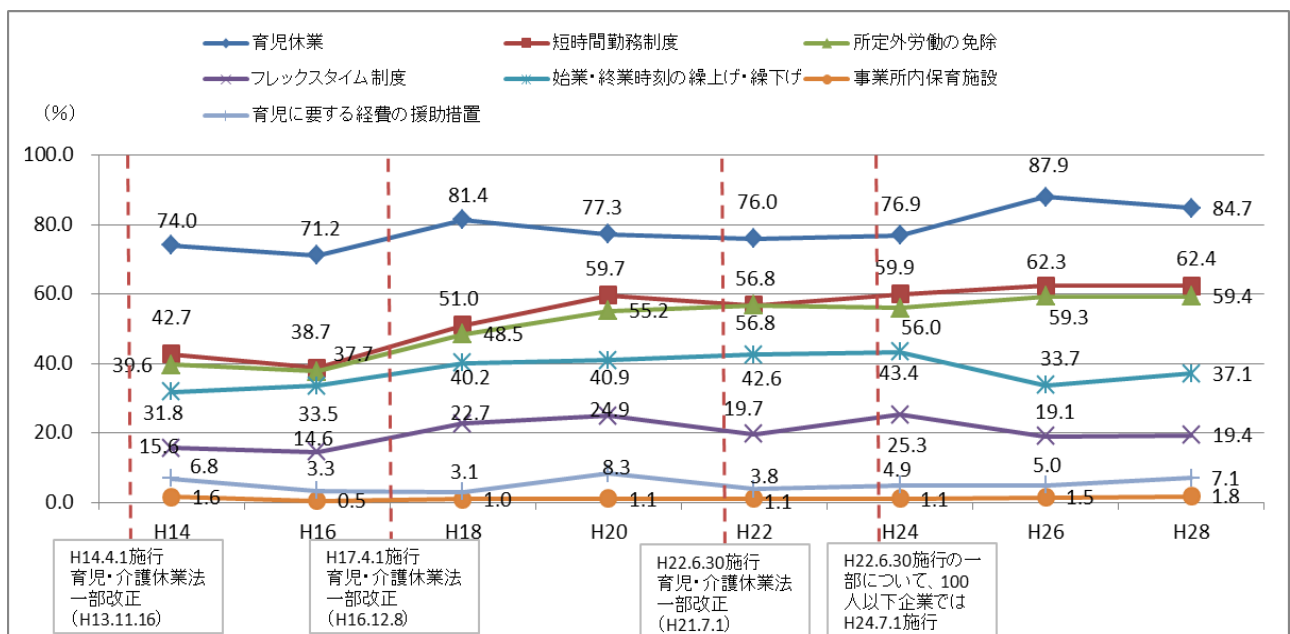
	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
育児休業	74.0%	71.2%	81.4%	77.3%	76.0%	76.9%	87.9%	84.7%

### 従業者の子育て支援に関する取組について

(表10) 第2次産業事業所の行動率

	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
短時間勤務制度	42.7%	38.7%	51.0%	59.7%	56.8%	59.9%	62.3%	62.4%
所定外労働の免除	39.6%	37.7%	48.5%	55.2%	56.8%	56.0%	59.3%	59.4%
フレックスタイム制度	15.6%	14.6%	22.7%	24.9%	19.7%	25.3%	19.1%	19.4%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	31.8%	33.5%	40.2%	40.9%	42.6%	43.4%	33.7%	37.1%
事業所内保育施設	1.6%	0.5%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.5%	1.8%
育児に要する経費の援助措置	6.8%	3.3%	3.1%	8.3%	3.8%	4.9%	5.0%	7.1%

(図5) 第2次産業事業所の行動率



### ③ 第3次産業

- ・ 『育児休業』については、平成21年の改正（H22.6.30施行、100人以下企業は一部H24.7.1施行）の後、平成24年度調査では7.8ポイント増加しています。
- ・ 『短時間勤務制度』については、平成21年の改正の後、平成24年度調査で6.7ポイント増加しています。
- ・ 『所定外労働の免除』については、平成16年の改正（H17.4.1施行）の後、平成18年度調査で12.3ポイント増加し、平成21年の改正の後、平成22年度調査で6.7ポイント増、平成24年度調査で6.1ポイント増加しています。
- ・ 『フレックスタイム制度』『始業・終業時間の繰上げ・繰下げ』『事業所内保育施設』『育児に要する経費の援助措置』については項目によって数値の変化は見られるものの、法改正にあわせた増加はみられませんでした。

#### 育児休業について

(表11) 第3次産業事業所の行動率

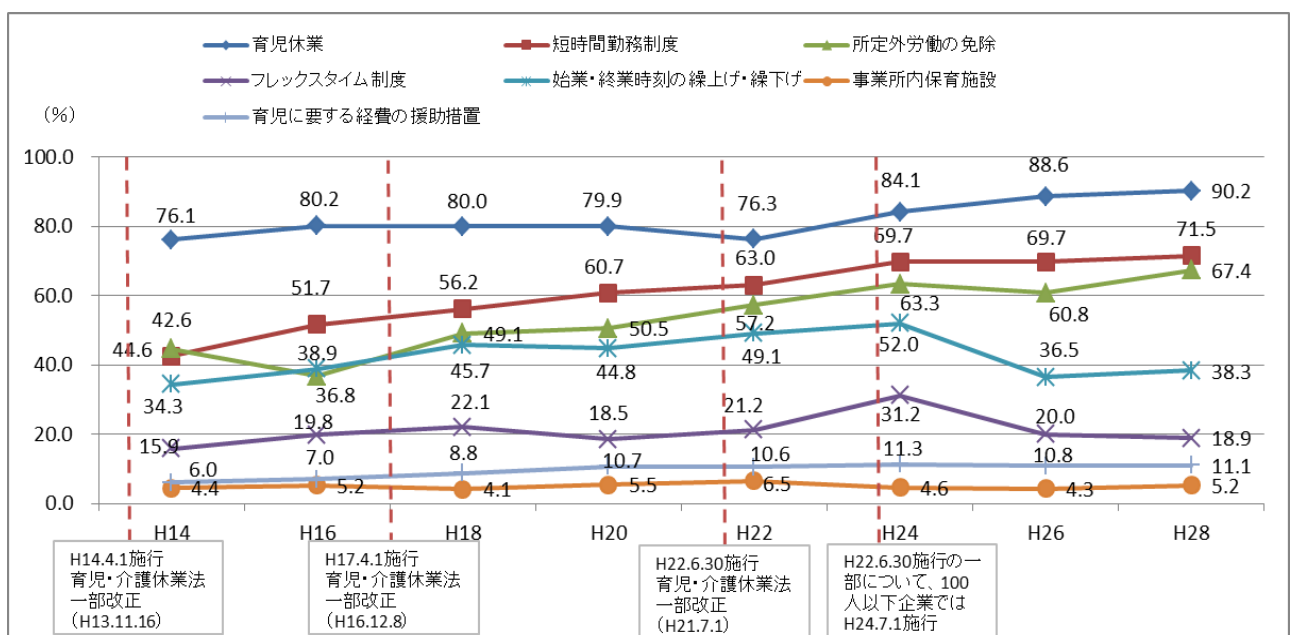
	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
育児休業	76.1%	80.2%	80.0%	79.9%	76.3%	84.1%	88.6%	90.2%

#### 従業者の子育て支援に関する取組について

(表12) 第3次産業事業所の行動率

	14年度調査	16年度調査	18年度調査	20年度調査	22年度調査	24年度調査	26年度調査	28年度調査
短時間勤務制度	42.6%	51.7%	56.2%	60.7%	63.0%	69.7%	69.7%	71.5%
所定外労働の免除	44.6%	36.8%	49.1%	50.5%	57.2%	63.3%	60.8%	67.4%
フレックスタイム制度	15.9%	19.8%	22.1%	18.5%	21.2%	31.2%	20.0%	18.9%
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	34.3%	38.9%	45.7%	44.8%	49.1%	52.0%	36.5%	38.3%
事業所内保育施設	4.4%	5.2%	4.1%	5.5%	6.5%	4.6%	4.3%	5.2%
育児に要する経費の援助措置	6.0%	7.0%	8.8%	10.7%	10.6%	11.3%	10.8%	11.1%

(図6) 第3次産業事業所の行動率



## 4 まとめ

以上をまとめると、行動率には次のような特徴がみられます。

- ・全県の状況をみると、「育児休暇」及び、従業者の子育て支援において義務化されている「短時間勤務制度」及び「所定外労働の免除」については、育児・介護休業法の改正が重ねられる毎に行動率が増加していく傾向にあります。  
また、子育て支援において努力義務とされている「フレックスタイム制度」「始業・終業時間の繰上げ・繰下げ」「事業所内保育施設」「育児に要する経費の援助措置」については法改正の影響を受けていると考えられる変化は見られませんでした。
- ・従業者規模別集計結果の状況も、100人未満の事業所と100人以上の事業所で水準の高低は異なりますが全県と同じ傾向を示しています。
- ・100人未満の事業所においては、平成14年度の調査開始時と比べ、平成28年度調査において「育児休業」では37.1ポイント増、「短時間勤務制度」では33.4ポイント増、「所定外労働時間の免除」では27.9ポイント増と行動率が大きく増加しており、法改正の影響を大きく受けている様子がうかがえます。
- ・100人以上の事業所においては、平成14年度調査と比べ、平成28年度調査において「短時間勤務制度」は31.5ポイント増、「所定外労働時間の免除」は28.4ポイント増とこちらも法改正にあわせて行動率が増加しています。なお、「育児休業」は調査開始時において既に行動率が高かったことから大幅な行動率の増加は見られませんでした。平成28年度調査において行動率99.1%と高い数値を示しています。
- ・産業別の状況をみると、産業ごとに行動率に大きく差が出ている状況であり、行動率については、ほとんどの項目において第3次産業>第2次産業>第1次産業となっています。また、水準の高低は異なりますがすべての産業において全県と同じ傾向を示しています。
- ・第1次産業においては、ほかの産業に比べ行動率が低い状況ですが、平成14年度調査と比べ、平成28年度調査において「育児休業」は37.2ポイント増、「短時間勤務制度」は26.5ポイント増、「所定外労働の免除」は17.0ポイント増と法改正が重なるごとに行動率は増加しています。
- ・第2次産業においては、平成14年度と比べ、平成28年度調査において「育児休業」は10.7ポイント、「短時間勤務制度」は19.7ポイント、「所定外労働の免除」は19.8ポイント増加しています。
- ・第3次産業においては、平成14年度と比べ、平成28年度調査において「育児休業」は14.1ポイント、「短時間勤務制度」は28.9ポイント、「所定外労働の免除」は22.8ポイント増加しています。

## 本レポートにおける注意事項について

本レポートにおいては、平成24年度以前の設問と、平成26年度以降の設問を、設問形式の整理を行うことによって経年比較していますが、平成24年度から平成26年度の間で『従業者の子育て支援に関する取組について』の「フレックスタイム制度」及び「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の行動率が大幅に減少しており、ここではその2項目について取り上げるものです。

平成24年度調査と平成26年度調査の行動率のポイント差は下記のとおりとなります。なお、各表中の○年度調査の下の括弧内数字は、各調査年度の母数を示します。

### 全県

	24年度調査 (658)	26年度調査 (677)	ポイント差
<b>フレックスタイム制度</b>	28.4%	19.2%	-9.2
<b>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</b>	48.6%	34.9%	-13.7

### 従業者規模（事業所）別

#### 100人未満

	24年度調査 (387)	26年度調査 (429)	ポイント差
<b>フレックスタイム制度</b>	24.8%	18.9%	-5.9
<b>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</b>	43.4%	33.1%	-10.3

#### 100人以上

	24年度調査 (265)	26年度調査 (243)	ポイント差
<b>フレックスタイム制度</b>	34.3%	20.2%	-14.1
<b>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</b>	57.0%	38.3%	-18.7

### 産業別

#### 1次産業

	24年度調査 (37)	26年度調査 (28)	ポイント差
<b>フレックスタイム制度</b>	13.5%	3.6%	-9.9
<b>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</b>	32.4%	14.3%	-18.1

#### 2次産業

	24年度調査 (182)	26年度調査 (199)	ポイント差
<b>フレックスタイム制度</b>	25.3%	19.1%	-6.2
<b>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</b>	43.4%	33.7%	-9.7

#### 3次産業

	24年度調査 (433)	26年度調査 (446)	ポイント差
<b>フレックスタイム制度</b>	31.2%	20.0%	-11.2
<b>始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</b>	52.0%	36.5%	-15.5

全県結果、従業者規模（事業所）別結果、産業別結果いずれにおいても平成24年度調査と平成26年度調査において母数の変化がそれほど大きくないにもかかわらず、行動率が大きく下がっていることがわかります。

また、従業者規模別結果において、100人以上の事業所の行動率が大きく下がっていますが、100人以上の事業所は悉皆調査としており、24年度から26年度の間調査対象事業所が大きく入れ替わっていないことにも注意が必要です。

ここで注目したいのは、『従業者の子育て支援に関する取組について』の項目の中で「フレックスタイム制度」及び「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、他の項目とは異なり、子育て支援とは関係なく取り組んでいる事業所があるということです。

再度平成 24 年度以前の設定形式と平成 26 年度以降の設定形式を比べてみます。

平成 24 年度以前の設定形式と平成 26 年度以前の設定形式で大きく違うのは、「制度あり」の内容として子どもが何歳の時まで使用可能か詳しく聞く形式となったところです。

すなわち、ここで子育て支援に関係なく「フレックスタイム制度」及び「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」を行っていた企業が、平成 24 年度以前には“育児にも利用できる”として「既に実施中」に○をつけていたところ、平成 26 年度以降は育児に傾注した制度が存在しなければ、「制度あり」として○を付けづらくなり、結果として行動率が下がったのではないかという仮説を立てることができます。

**(平成 24 年度以前)**

次の取組の内容それぞれについて、右欄の当てはまる欄の数字に○印を付けてください。

取組の内容	取組状況				
	既に実施中	今後実施予定	現在検討中	実施予定なし	わからない
①時間短縮勤務	1	2	3	4	5
②育児に利用できるフレックスタイム	1	2	3	4	5
③所定外労働の免除	1	2	3	4	5
④終業時間の繰り上げ・繰り下げ	1	2	3	4	5
⑤事業所内託児施設の設置	1	2	3	4	5
⑥育児に関する経費の補助	1	2	3	4	5
⑦その他 ( )	1	2	3	4	5

**(平成 26 年度以前)**

次の取組の内容それぞれについて、右欄の当てはまる欄の数字に○印を付けてください。

取組の内容	制度あり						制度なし
	3歳に達するまで	小学校就学前の一定年齢まで	小学校就学の始期に達する(又は6歳)まで	小学3年生(又は9歳)まで	小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	
①短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6	7
②所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7
③育児に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	7
④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ(時差出勤)	1	2	3	4	5	6	7
⑤事業所内保育施設	1	2	3	4	5	6	7
⑥育児に要する経費の援助措置	1	2	3	4	5	6	7
⑦その他 ( )	1	2	3	4	5	6	7

これらのことから、「育児に利用できるフレックスタイム制度」及び「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、平成 24 年度以前の設定と平成 26 年度以降の設定の比較に注意が必要であることを、注意事項として付け加えるものです。